

## 福島県復興計画 地域別の取組

中通りエリア

### 復興へ向けた考え方

- 地震による被害の復旧を強力に推進する。
- 高い産業集積や高次都市機能の集積及び高速交通体系に恵まれている等の特性を生かして、県全体の復興を牽引するとともに、浜通りの被災者支援、雇用確保等の役割を担う。
- なお、警戒区域等においては具体的な取組を定めることが困難な状況であり、今後の原子力発電所事故の収束状況、避難区域の変更等の状況を注視し、適時、計画の見直しを行う。

### 主要な取組

- 県立医大に放射線医学に関する調査研究・最先端治療拠点を創設、各地域の医療機関との連携体制の確保
- 県立医大における創業拠点整備、医薬品製造企業の誘致・集積、医療関連産業の振興
- 再生可能エネルギー研究開発拠点の誘致、関連産業の集積
- 全国有数の産地となっている県北地方のモモ・リンゴ、県中・県南地域の米・キュウリ・トマトなどの農産物の放射性物質の徹底的な検査・分析及び消費者に向けたわかりやすい情報発信
- 国内外の会議・大会・イベント誘致による観光振興、福島空港を活用した裾野の広い交流拡大
- 葉ノ木平地区等での緊急的対策工事、ため池の耐震性検証手法確立・調査・耐震化、阿武隈川等河川改修の推進
- これまでにない優遇措置を講じた新たな企業立地補助制度や、法人税等の優遇措置を含む特措法等を活用した企業立地の推進

など

会津エリア

### 復興へ向けた考え方

- 3月11日の地震による被害は比較的少ないが、7月末の新潟・福島豪雨では甚大な災害に見舞われた。豪雨災害からの復旧・復興を進め、災害に強い社会づくりを確立する。
- 原子力災害に伴う風評被害から脱却し、全国屈指の観光地として復興をリードし、ふくしまの魅力を県内外に強く発信する。

### 主要な取組

- 「八重の桜」放送を契機とした歴史・文化的資源を活用した新たな観光振興
- 米やトマトなどの放射性物質の徹底的な検査・分析、大規模土地利用型農業法人の育成
- 会津大学など連携した人材育成、スマートコミュニティの実証実験をはじめとしたスマートグリッドの研究推進、ICT産業等の集積
- 地熱発電・小水力発電・木質バイオマス等の再生可能エネルギーの普及
- 磐越自動車道（会津若松～新潟間）の4車線化、国道118号、会津縦貫道の整備
- 新潟・福島豪雨による災害に係る農地等の早期復旧、河川の改良復旧、JR只見線の早期全線復旧要請
- 仮設住宅の防寒対策、「絆づくり支援センター」等による避難者相互や地域住民とのきずなづくり

など



# 福島県復興計画 復興の実現に向けて

## 民間団体や県民等との連携

### ■地域住民等との協働

- 県、市町村、企業、NPOや地域活動団体等の民間団体など多様な主体による情報共有、地域課題確認、復興に向けた取組の検討のため、各地方振興局を中心に協議の機会を設置

### ■情報の発信

- 本県の現在の姿、復興に向けた取組状況等、的確な情報をあらゆる媒体を活用して国内外に発信

### ■民間資金を始めとする民間の力の積極的受入と活用

- 企業や民間団体からの各種提案や協力を受け止めるための県の窓口設置
- 必要な情報提供
- 県や各種団体との連携のための調整

## 市町村との連携

- 権限の移譲と財源の確保
- 迅速かつ的確な人的支援
- 県復興計画に基づく具体的取組実施の際の市町村との連絡調整

## 国への要請

- 原子力災害により土台から崩された本県の復興は一地方自治体の力では限界がある
- 原子力災害は事業者及び国策として原子力発電を進めてきた国に全責任

- 必要な予算措置や法的措置及び原子力発電所の立地に伴う財源に代わる自由度の高い新たな財源措置等を要請

## 復興に係る各種制度の活用

### ■復興基金の設置

- 福島県原子力災害等復興基金を設置し、復興計画推進のための事業に活用

### ■復興特区制度

- 県としての復興特区制度の活用
- 市町村による復興特区制度の有効活用を支援



### ■原子力災害からの地域再生等に関する特別法の制定要請・活用

- 地域再生のための特別法の制定を国に対して要請

・本県は原子力災害により県政全般の基礎的条件が地盤沈下

・環境回復と民生の安全、警戒区域等のふるさと再生、産業活力の復興のための特別措置を総合的・計画的に講ずる必要があるが、現行法制度は不十分

・「原子力災害からの福島復興再生協議会」の場を通じて地域再生のための特別法の制定を国に対して要請

【本県が求めている福島復興再生特別措置法（仮称）の主な内容】

- 本県の原子力災害からの復興は、国策として原子力政策を進めてきた国の責務と明記
- 以下の事項を恒久的な措置として体系化した包括法として制定
  - ・県民の放射線影響からの健康管理
  - ・産業集積の維持・発展を強力に支援するための、復興特区を上回る思い切った税制上の優遇措置や規制緩和の特例措置
  - ・原子力発電所周辺地域の産業構造転換を特に促進するための、他の地域をさらに上回る税制上・金融上・財政上の措置

- 原子力損害賠償紛争審査会での審議、指針の策定状況を見据えつつ、損害賠償に関する特別法の制定を国に対して要請

## 実効性の確保

### ■計画の進行管理

- 各取組の実施状況を毎年度点検し、有識者や県内各種団体の代表者、県内外に避難している方を含む県民などで構成する第三者機関が評価を実施
- 評価結果や社会経済状況の変化等を踏まえ、主要事業の加除・修正を図るなど、適切な進行管理を実施
- 評価結果を県民にわかりやすく公表

### ■復興に向けた取組への重点的対応

- 重点プロジェクトに盛り込んだ事業を重点事業と位置づけ、財源を優先的に配分
- 部局が連携し、全庁一体となって推進し、必要に応じて推進体制についても検討

### ■復興計画の柔軟な見直し

- 今後の原子力発電所事故の収束状況、避難区域の変更や進行管理の結果等を踏まえて、復興に向けて必要な取組が行われるよう、復興計画を適時、柔軟に見直し

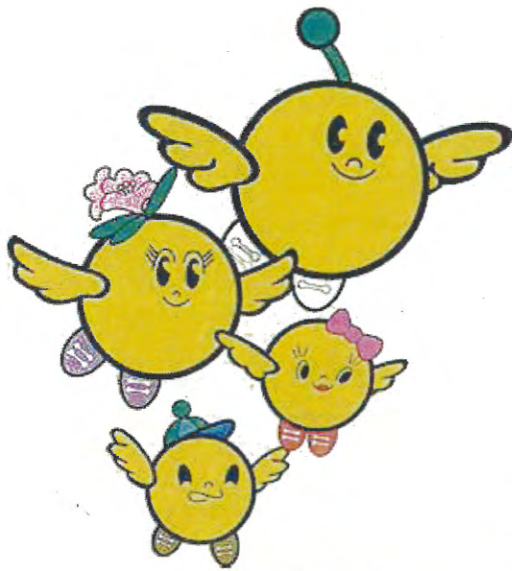
## 復興計画の実現

(参考) 東日本大震災後の経過一覽

	3月	4月	5月	6月	7月
発生事象	(11)(12) 余震発生 (最大震度5弱) 大津波警報発令 東北地方太平洋沖地震発生	(7) 余震発生 (最大震度5強)	(6) 余震発生 (最大震度5弱)	(4) 余震発生 (最大震度5弱)	(25)(26)(31) 余震発生 (最大震度5強) 新潟・福島豪雨発生 余震発生 (最大震度5弱)
原発関連	(12)(14)(15) 第1原発4号機火災 第1原発3号機爆発 第1原発1号機爆発	(17) 事故収束に向けた公表発表 東電仮払金支払い決定 国際評価尺度暫定評価 レベル7に引き上げ (4) 低レベル滞留水等の海洋放出 (2) 2号機取水口付近から放射 性物質を含む液体の海への 流出を発生	(15) 1号機炉心溶融と発表 (17) 事故収束に向けた工程表 見直し	(17) 事故収束に向けた工程表 再度見直し	(19) ステップ2新工程表を 公表 (19) ステップ1達成と発表
避難関連	(11) 第1原発並走20~30km圏内 屋内退避指示 (12) 第1原発並走20km圏内・第2 原発並走10km圏内避難指示 第1原発並走3km圏内避難 指示・半径10km圏内 屋内退避指示	(21) 第1原発屋内退避区域解除 第1原発並走20km圏内を 警戒区域に設定 緊急避難準備区域及び 計画的避難区域の設定 (21) 第2原発避難区域半径8km 圏内へ変更 (1) ホテル・旅館への1次避難 開始	(12) 葛尾村一時帰宅開始 (10) 川内村一時帰宅開始	(25) 南相馬市 富岡町 一時帰宅開始 (22) 田村市一時帰宅開始	(21) 特定避難勧奨地点の設定 (南相馬市)
インフラ・農林水産関連	(17) 食品中の放射性物質の 暫定規制値発表	(16) 応急仮設住宅(第一弾) 完成 (21) 応急仮設住宅入居開始 (22) 避難区域等の稲の作付 制限	(2) 河川・海岸の応急 工事着手	(7) 小名浜港への外航船入港 再開 (20) 被災者高速道路利用 無料化スタート	(14) 放射性物質汚染された稲わら を飼った肉牛が出荷流通 していたことが判明 (8) 県内産牛肉から暫定規制値を 超える放射性セシウム検出
県の主な動き	(11) 環境モニタリング開始 (12) スクリーニング開始 (20) 避難所入居者情報 センター開設 (22) 仮設住宅入居者等の相談 ダイヤル開設	(5) 相双地方8県立高校 サニタリー校設置方針決定 (1) かがはらフェスティバル スタートイベント開催	(2) 原子力損害に関する関係 団体連絡会議設置 (11) 天皇皇后両陛下御来県 原子力損害に関する関係 団体連絡会議設置 (13) 警戒区域一時立入受付 センター開設 (20) 東日本大震災復旧・復興 本初会合 (27) 第1回県民健康管理調査 検討委員会	(6) 「生活再建の手引き」を作成 (17) 秋篠宮御夫妻御来県 (27) WBCによる内部被ばく 検査開始 (27) 学校遊学路エール事業実施	(8) 義援金第2次配分送金開始 (8)(15) 「かがはら」のまちづくり 緊急宣言発表 (15)(22)(26)(28) 県内牛の全頭検査開始 皇太子御夫妻御来県 被災者支援の工程表提示 県民力推進局対策協議会設置 関係団体連絡会議から改編 「除染の手引き」作成 「かがはら」のまちづくり 緊急宣言発表
政府の主な動き	(11) 災害対策本部設置 (11) 被災者生活支援特別対策本部 設置 (13)(14) 計画信託開始 電力供給緊急対策本部設置 電力供給緊急宣言発表 原子力緊急事態宣言発表 大相模湾汚染水処理開始 災害対策本部設置	(11) 原子力発電事故に関する政府 被災者生活支援特別対策本部 設置 (15) 東日本大震災復興推進会議 開始 (19) 学校での屋外活動制限基準を暫 定的に毎時3.8μSv以上とする 決定 (15) 原子力損害賠償紛争審査会協議 開始 (11) 東日本大震災復興推進会議 決定 (11) 原子力発電事故に関する政府 被災者生活支援特別対策本部 設置	(12) 原子力被災者への対応に関する 当面の取組方針の決定 (17) 原子力被災者への対応に関する 当面の取組方針の決定 原子力被災者に対する緊急 支援措置について決定 (27) 学校で児童生徒が受ける放射線 について1μSv以下を目指す こと	(7) 原発事故調査・検証委員会 初会合 (20) 東日本大震災復興基本法成立 (25) 東日本大震災復興推進会議 初会合 (28) 東日本大震災復興対策本部 初会合	(21) 東京電力福島第一原子力発電 所における中長期措置検討専門 部会の設置 (29)(29) 復興基本方針決定 原子力損害賠償仮払い法成立

8月 9月 10月 11月 12月

<p>(12) 余震発生 (最大震度5弱)</p> <p>(19) 余震発生 (最大震度5弱)</p>	<p>(29) 余震発生 (最大震度5強)</p>			
<p>(30) 東電 個人向け賠償支払スケジュールと賠償基準を公表</p> <p>(29) 原子力損害賠償紛争解決センター 開所 (東京都港区)</p>	<p>(26) 原子力損害賠償支援機構開所 (東京都港区)</p> <p>(21) 東電 法人・個人事業主向け賠償支払スケジュールと賠償基準を公表</p> <p>(13) 原子力損害賠償紛争解決センター 福島事務所開所 (郡山市)</p> <p>(12) 原子力損害賠償支援機構設立</p>	<p>(17) 改訂工程表に原発冷温「年囚」と初明記</p> <p>(28) 1号機建屋力バー設置完了</p>	<p>(12) 1号機構内を事故後、報道陣に初公開</p> <p>(11) Jウィレッシン報道陣に初公開</p> <p>(9) 原子力損害賠償支援機構 福島事務所開所 (郡山市)</p>	<p>(21) 東京電力様福島第一原子力発電所1号機の廃止措置等について中長期ロードマップ決定</p>
<p>(9) 政府 避難区域等の見直しに関する考え方を発表</p> <p>(3) 特定避難勧奨地区の設定 (南相馬市 山川町)</p>	<p>(30) 緊急時避難準備区域一括解除</p> <p>(23) あづま総合体育館避難所閉鎖</p> <p>(19) 警戒区域への一時帰宅2巡回開始。初のマイカー使用</p>	<p>(29) マイカー利用一時帰宅3km圏内初</p>	<p>(18) 県 心るさと絆情報ステーション開設</p>	<p>(26) 避難区域を年間被曝量(心)として3地域に区分し直す方針決定</p> <p>(18) 避難区域を年間被曝量(心)として3地域に区分し直す方針を示す</p> <p>(16) ステップ2完了と発表</p>
<p>(31) ビッグパレットくししま避難所開設</p> <p>(26) 原発3km圏内初一時帰宅</p>	<p>(5) 高速道路の本格的な復旧工事開始</p>	<p>(8) 海岸堤防の新計画高を設定</p>	<p>(17) 放射性セシウム検出地域の米の出荷停止</p> <p>(14) 自主検査の結果、県内産の米から暫定規制値を超える放射性セシウム検出</p>	<p>(28) 復旧計画(第1次)決定</p>
<p>(8) 相馬港への外航船入港再開</p>	<p>(31) 国道6号復旧工事終了。全線通行可能</p>	<p>(14) 甲狀腺全県巡回検査開始</p> <p>(14) 面的除染モデル事業開始</p>	<p>(18) 「除染情報マガジン」準備再開</p> <p>(24)(27) 安全・安心フォーラム開催</p> <p>除染技術実証事業開始</p>	<p>(5) 福島県農林地等除染基本方針を策定</p>
<p>(3) ふくしま総文開幕</p> <p>(11) 復興ビジョン決定</p> <p>(17) 「ふくしま 新発売」プロジェクト開始</p> <p>(27) 首相 知事会談。中間貯蔵施設設置を打診される</p>	<p>(22) 県とイオン、包括連携協定を締結</p> <p>(15) 一般米の放射性物質調査を開始</p> <p>(8) 仮設住宅等入居者支援連絡調整会議設置</p> <p>(2) 原子力損害賠償の元金実施を求めの賠償訴訟提起入会 (東京都千代田区)</p>	<p>(3) 除染計画策定支援く市町村巡回開始</p> <p>(4) 県主催除染業務協議会開始</p> <p>(9) 甲狀腺検査受検開始</p> <p>(11) 知事「A-EA国際除染チーム」を立ち上げ</p> <p>(13)(13) 除染・廃棄物対策推進会議 環境回復推進部 除染対策部を新設</p> <p>(24) 原子力損害賠償連絡協議会設置</p> <p>(13)(13) 除染・廃棄物対策推進会議 環境回復推進部 除染対策部を新設</p> <p>(14) 甲狀腺全県巡回検査開始</p> <p>(14) 面的除染モデル事業開始</p> <p>(18) 「除染情報マガジン」準備再開</p> <p>(24)(27) 安全・安心フォーラム開催</p> <p>除染技術実証事業開始</p>	<p>(14) 甲狀腺全県巡回検査開始</p> <p>(14) 面的除染モデル事業開始</p> <p>(18) 「除染情報マガジン」準備再開</p> <p>(24)(27) 安全・安心フォーラム開催</p> <p>除染技術実証事業開始</p>	<p>(28) 復旧計画(第1次)決定</p>
<p>(3) 改正地方税法成立</p> <p>(5) 被災者避難生活支援特別法・改正地方税法成立</p> <p>(26) 学校で児童生徒が受ける給食を毎日1日5食を目標とする</p> <p>(26) 被災者避難生活支援特別法・改正地方税法成立</p> <p>(26) 原子力損害賠償支援機構法成立</p>	<p>(30) 原発事故調設置法が成立</p> <p>(13) 平成23年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律の施行期日を定める政令成立</p>	<p>(7) 相双地域医療従事者確保支援センターを設置</p> <p>(16) 政府主催「環境の再生」に向けた除染に関する国際シンポジウム開催 (福島県)</p> <p>(29) 中間貯蔵施設設備工事の工程表を発表</p>	<p>(11) 放射性物質汚染対処特措法に基づき基本方針を閣議決定</p>	<p>(7) 復興庁設置法成立</p> <p>(9) 東日本大震災復興特別区域法成立</p> <p>(16) 政府・東京電力中長期対策協議会設置</p> <p>(26) 東京電力様福島第一原子力発電所に係る緊急廃棄物除去に関する協議</p>



# 福島県復興計画（第1次） 【概要版】

平成23年12月

発行者：福島県企画調整部復興・総合計画課  
〒960-8670 福島市杉妻町2番16号

TEL 024 (521) 7923

FAX 024 (521) 7911

E-mail [fukkoukeikaku@pref.fukushima.jp](mailto:fukkoukeikaku@pref.fukushima.jp)